

刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○	刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）	1
○	刑法（明治四十年法律第四十五号）（第二条関係）	2
○	刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第三条関係）	48
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（第四条関係）	57
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（第五条関係）	66
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第六条関係）	76
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第七条関係）	93
○	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（第八条関係）	100
○	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（第九条関係）	106
○	少年院法（平成二十六年法律第五十八号）（第十条関係）	108
○	少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（第十一条関係）	114
○	少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（第十二条関係）	116

刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（侮辱） 第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、<u>一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u></p>	<p>（侮辱） 第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、<u>拘留又は科料に処する。</u></p>

改正案	現行
<p>（刑の種類）</p> <p>第九条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。</p> <p>（刑の軽重）</p> <p>第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（拘禁刑）</p> <p>第十二条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。</p> <p>2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。</p> <p>3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</p> <p>第十三条 削除</p>	<p>（刑の種類）</p> <p>第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。</p> <p>（刑の軽重）</p> <p>第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（懲役）</p> <p>第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。</p> <p>2 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。</p> <p>（新設）</p> <p>（禁錮）</p> <p>第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上二十年以下とする。</p> <p>2 禁錮は、刑事施設に拘置する。</p>

(有期拘禁刑の加減の限度)

第十四条 死刑又は無期拘禁刑を減輕して有期拘禁刑とする場合には、その長期を三十年とする。

2 有期拘禁刑を加重する場合には三十年にまで上げることができ、これを減輕する場合には一月未満に下げることができる。

(拘留)

第十六条 (略)

2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

(刑の全部の執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者
二 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者
2 前に拘禁刑に処せられたことがあつてもその刑の全部の執行を猶予された者が二年以下の拘禁刑の言渡し

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

第十四条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合には、その長期を三十年とする。

2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合には三十年にまで上げることができ、これを減輕する場合には一月未満に下げることができる。

(拘留)

第十六条 (略)

(新設)

(刑の全部の執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつてもその刑の全部の執行を猶予された者が一年以下の懲役又は

を受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが
ないとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが
ないとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一・二 (略)

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが
ないとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが
ないとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一・二 (略)

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑(次条第二項後段又は第二十七条の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。次条第六項、第二十七条の六及び第二十七条の七第六項において同じ。)についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることがなくなるまでの間(以下この項及び次項において「効力継続期間」という。)、引き続きその効力を有するものとす。この場合においては、当該刑については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなす。

一 第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、次条

(刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により禁錮以上の刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条 (略)

(新設)

(新設)

第一項及び第三項、第二十七条の四（第三号に係る部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定

4 | 二 人の資格に関する法令の規定

4 | 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

5 | 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

6 | 前二項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

（刑の一部の執行猶予）

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の拘禁刑の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

一 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者
二 前に拘禁刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

（新設）

（新設）

（新設）

（刑の一部の執行猶予）

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

三 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時において他に執行すべき拘禁刑があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき拘禁刑の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算する。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消し)

第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくことが発覚したとき。

(刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑

三 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算する。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消し)

第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくことが発覚したとき。

(刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑

の執行猶予の取消し)

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その拘禁刑を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする拘禁刑に減軽する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

2 | 前項の規定にかかわらず、刑の一部の執行猶予の言

渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくなるまでの間(以下この項及び次項において「効力継続期間」という。)、前項前段の規定による減軽は、されないものとする。この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

3 | 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑は、第

の執行猶予の取消し)

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減軽する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

(新設)

(新設)

一項前段の規定による減軽がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなす。

一 第二十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）
、第二十七条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）
。及び第三項、第二十七条の四、第二十七条の五、第三十四条の二並びに第五十六条第一項の規定
二 人の資格に関する法令の規定

4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

6 前二項の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

（仮釈放）

第二十八条 拘禁刑に処せられた者に改悛しゅんの状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。

（時効の期間）

（新設）

（新設）

（新設）

（仮釈放）

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛しゅんの状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。

（時効の期間）

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことよつて完成する。

- 一 無期拘禁刑については三十年
- 二 十年以上の有期拘禁刑については二十年
- 三 三年以上十年未満の拘禁刑については十年
- 四 三年未満の拘禁刑については五年
- 五・六 (略)

(時効の中断)

第三十四条 拘禁刑及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することよつて中断する。

2 (略)

(刑の消滅)

第三十四条の二 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 (略)

(併合罪)

第四十五条 確定裁判を経ていない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について拘禁刑以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことよつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮については三十年
- 二 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年
- 三 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年
- 四 三年未満の懲役又は禁錮については五年
- 五・六 (略)

(時効の中断)

第三十四条 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することよつて中断する。

2 (略)

(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 (略)

(併合罪)

第四十五条 確定裁判を経ていない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

(併科の制限)

第四十六条 (略)

2 併合罪のうちの一個の罪について無期拘禁刑に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。

(有期拘禁刑の加重)

第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期拘禁刑に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期拘禁刑を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 前項の場合における有期拘禁刑の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができない。

(再犯)

第五十六条 拘禁刑に処せられた者がその執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期拘禁刑に処す

(併科の制限)

第四十六条 (略)

2 併合罪のうちの一個の罪について無期の懲役又は禁錮に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。

(有期の懲役及び禁錮の加重)

第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができない。

(再犯)

第五十六条 懲役に処せられた者がその執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処すると

るときは、再犯とする。

2 死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により拘禁刑に減軽されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期拘禁刑に処するときも、前項と同様とする。

(削る)

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた拘禁刑の長期の二倍以下とする。

(法律上の減軽の方法)

第六十八条 法律上刑を減軽すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

一 死刑を減軽するときは、無期又は十年以上の拘禁刑とする。

二 無期拘禁刑を減軽するときは、七年以上の有期拘禁刑とする。

三 有期拘禁刑を減軽するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。

四 六 (略)

きは、再犯とする。

2 懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減軽されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときも、前項と同様とする。

3 併合罪について処断された者が、その併合罪のうち懲役に処すべき罪があつたのに、その罪が最も重い罪でなかつたため懲役に処せられなかつたものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。

(法律上の減軽の方法)

第六十八条 法律上刑を減軽すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

一 死刑を減軽するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。

二 無期の懲役又は禁錮を減軽するときは、七年以上の有期の懲役又は禁錮とする。

三 有期の懲役又は禁錮を減軽するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。

四 六 (略)

(端数の切捨て)

第七十条 拘禁刑又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

- 一 首謀者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。
- 二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の拘禁刑に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
- 三 付和随し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(内乱等幫助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幫助した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

(端数の切捨て)

第七十条 懲役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

- 一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。
- 二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。
- 三 付和随し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。

2 (略)

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

(内乱等幫助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幫助した者は、七年以下の禁錮に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に対して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の拘禁刑に処する。

(予備及び陰謀)

第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(外国国章損壊等)

第九十二条 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九十四条 外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に対して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。

(予備及び陰謀)

第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(外国国章損壊等)

第九十二条 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九十四条 外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに對して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(封印等破棄)

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。

一 三 (略)

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに對して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(封印等破棄)

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。

一 三 (略)

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(逃走)

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の拘禁刑に処する。

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走し

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(逃走)

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役に処する。

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走し

たときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(犯人蔵匿等)

第一百三條 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第一百四條 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

たときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(犯人蔵匿等)

第一百三條 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第一百四條 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(証人等威迫)

第二百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(騒乱)

第百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

- 一 首謀者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
- 二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。
- 三 (略)

(多衆不解散)

第百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかつたときは、首謀者は三年以下の拘禁刑に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

(現住建造物等放火)

第百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処す

(証人等威迫)

第二百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(騒乱)

第百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

- 一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 三 (略)

(多衆不解散)

第百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかつたときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

(現住建造物等放火)

第百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する

る。

(非現住建造物等放火)

第九十九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉦坑を焼損した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(延焼)

第一百十一条 第九十九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第八十条又は第九十九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の拘禁刑に処する。

(予備)

第一百三十三条 第八十条又は第九十九条第一項の罪を犯す目

。

(非現住建造物等放火)

第九十九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉦坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(延焼)

第一百十一条 第九十九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第八十条又は第九十九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に処する。

(予備)

第一百三十三条 第八十条又は第九十九条第一項の罪を犯す目

的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第十四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(業務上失火等)

第十七条の二 第十六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠ったことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)

第十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よって人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(現住建造物等浸害)

第十九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の拘禁刑に処する。

的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第十四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(業務上失火等)

第十七条の二 第十六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠ったことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)

第十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よって人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(現住建造物等浸害)

第十九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等浸害)

第二百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(水防妨害)

第二百一十一条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(水利妨害及び出水危険)

第二百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(往来妨害及び同致死傷)

第二百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(往来危険)

第二百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(非現住建造物等浸害)

第二百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(水防妨害)

第二百一十一条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(水利妨害及び出水危険)

第二百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

(往来妨害及び同致死傷)

第二百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以上の有期懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(往来危険)

第二百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(汽車転覆等及び同致死)

第二百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 前二項の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。

(過失往来危険)

第二百二十九条 (略)

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(住居侵入等)

第三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(信書開封)

第三十三条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏示)

第三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師

(汽車転覆等及び同致死)

第二百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 (略)

3 前二項の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(過失往来危険)

第二百二十九条 (略)

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(住居侵入等)

第三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(信書開封)

第三十三条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏示)

第三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師

、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(あへん煙輸入等)

第三百三十六條 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙吸食器具輸入等)

第三百三十七條 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(税関職員によるあへん煙輸入等)

第三百三十八條 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)

第三百三十九條 あへん煙を吸食した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図つた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙等所持)

、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(あへん煙輸入等)

第三百三十六條 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食器具輸入等)

第三百三十七條 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(税関職員によるあへん煙輸入等)

第三百三十八條 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)

第三百三十九條 あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。

2 あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図つた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙等所持)

第四百十条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の拘禁刑に処する。

(浄水汚染)

第四百十二条 人の飲料に供する浄水を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(水道汚染)

第四百十三条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(浄水毒物等混入)

第四百十四条 人の飲料に供する浄水に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(水道毒物等混入及び同致死)

第四百十六条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。よって人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

(水道損壊及び閉塞)

第四百十七条 公衆の飲料に供する浄水の水道を損壊し

第四百十条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

(浄水汚染)

第四百十二条 人の飲料に供する浄水を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(水道汚染)

第四百十三条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(浄水毒物等混入)

第四百十四条 人の飲料に供する浄水に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の懲役に処する。

(水道毒物等混入及び同致死)

第四百十六条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する。よって人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(水道損壊及び閉塞)

第四百十七条 公衆の飲料に供する浄水の水道を損壊し

、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(通貨偽造及び行使等)

第四百八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

(外国通貨偽造及び行使等)

第四百九条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(偽造通貨等取得)

第五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(通貨偽造等準備)

第五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(詔書偽造等)

第五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した

、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(通貨偽造及び行使等)

第四百八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 (略)

(外国通貨偽造及び行使等)

第四百九条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(偽造通貨等取得)

第五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

(通貨偽造等準備)

第五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(詔書偽造等)

第五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した

御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

(公文書偽造等)

第二百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(公正証書原本不実記載等)

第二百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は

御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 (略)

(公文書偽造等)

第二百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(公正証書原本不実記載等)

第二百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は

旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(私文書偽造等)

第五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽診断書等作成)

第六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(電磁的記録不正作出及び供用)

第六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電

旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(私文書偽造等)

第五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽診断書等作成)

第六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(電磁的記録不正作出及び供用)

第六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電

磁的記録に係るときは、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

(有価証券偽造等)

第六十二条 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(偽造有価証券行使等)

第六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(支払用カード電磁的記録不正作出等)

第六十三条の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作つた者は、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作つた者も、同様とする。

2・3 (略)

(不正電磁的記録カード所持)

磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

(有価証券偽造等)

第六十二条 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(偽造有価証券行使等)

第六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(支払用カード電磁的記録不正作出等)

第六十三条の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作つた者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作つた者も、同様とする。

2・3 (略)

(不正電磁的記録カード所持)

第六十三條の三 前條第一項の目的で、同條第三項のカードを所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第六十三條の四 第六十三條の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

2・3 (略)

(御璽偽造及び不正使用等)

第六十四條 行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(公印偽造及び不正使用等)

第六十五條 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(公記号偽造及び不正使用等)

第六十六條 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第六十三條の三 前條第一項の目的で、同條第三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第六十三條の四 第六十三條の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

2・3 (略)

(御璽偽造及び不正使用等)

第六十四條 行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(公印偽造及び不正使用等)

第六十五條 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 (略)

(公記号偽造及び不正使用等)

第六十六條 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 (略)

(私印偽造及び不正使用等)

第六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(不正指令電磁的記録作成等)

第六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(不正指令電磁的記録取得等)

第六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽証)

第六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

(虚偽告訴等)

第七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

(私印偽造及び不正使用等)

第六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 (略)

(不正指令電磁的記録作成等)

第六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(不正指令電磁的記録取得等)

第六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽証)

第六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

(虚偽告訴等)

第七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

(公然わいせつ)

第七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 (略)

(強制わいせつ)

第七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期拘禁刑に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(強制わいせつ等致死傷)

(公然わいせつ)

第七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 (略)

(強制わいせつ)

第七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(強制わいせつ等致死傷)

第八十一条 第七十六条、第七十八条第一項若しくは第七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 第七十七条、第七十八条第二項若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の拘禁刑に処する。

(淫行勧誘)

第八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(重婚)

第八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の拘禁刑に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

(常習賭博及び賭博場開張等凶利)

第八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を圖つた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(富くじ発売等)

第八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 第七十六条、第七十八条第一項若しくは第七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第七十七条、第七十八条第二項若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(淫行勧誘)

第八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(重婚)

第八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

(常習賭博及び賭博場開張等凶利)

第八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を圖つた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

- 2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 (略)

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

第八十八条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(墳墓発掘)

第八十九条 墳墓を発掘した者は、二年以下の拘禁刑に処する。

(死体損壊等)

第九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(墳墓発掘死体損壊等)

第九十一条 第九十条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(公務員職権濫用)

第九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したとき

- 2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 (略)

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

第八十八条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(墳墓発掘)

第八十九条 墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。

(死体損壊等)

第九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

(墳墓発掘死体損壊等)

第九十一条 第九十条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(公務員職権濫用)

第九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したとき

は、二年以下の拘禁刑に処する。

(特別公務員職権濫用)

第九十四条 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第九十五条 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の拘禁刑に処する。

(第三者供賄)

第九十七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を

は、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用)

第九十四条 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第九十五条 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 (略)

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第九十七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を

受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

3 公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(あつせん収賄)

第九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(贈賄)

第九十八条 第九十七条から第九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(殺人)

受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

3 公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)

第九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(贈賄)

第九十八条 第九十七条から第九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(殺人)

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

(予備)

第二百一条 第九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行)

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(予備)

第二百一条 第九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

(墮胎)

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の拘禁刑に処する。

(同意墮胎及び同致死傷)

第二百十三条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の拘禁刑に処する。よつて

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

(墮胎)

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。

(同意墮胎及び同致死傷)

第二百十三条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よつて女

女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(業務上墮胎及び同致死傷)

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(不同意墮胎)

第二百十五条 女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(遺棄)

第二百十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑に処する。

(保護責任者遺棄等)

第二百十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(逮捕及び監禁)

子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(業務上墮胎及び同致死傷)

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

(不同意墮胎)

第二百十五条 女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

2 (略)

(遺棄)

第二百十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。

(保護責任者遺棄等)

第二百十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逮捕及び監禁)

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(強要)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2・3 (略)

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(強要)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を

交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

(人身売買)

第二十六条の二 人を買った者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 未成年者を買った者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買った者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

4 (略)

5 所在国外に移送する目的で、人を売った者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

(被略取者等所在国外移送)

第二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

(被略取者引渡し等)

第二十七条 第二十四条、第二十五条又は

交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 (略)

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(人身売買)

第二十六条の二 人を買った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買った者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買った者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 (略)

5 所在国外に移送する目的で、人を売った者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者等所在国外移送)

第二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者引渡し等)

第二十七条 第二十四条、第二十五条又は

前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(名誉毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘

前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(名誉毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲

禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(不動産侵奪)
第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

(強盗)
第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(強盗予備)
第二百三十七條 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。

(強盗致死傷)
第二百四十條 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の拘禁刑に処し、死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑に処する。

(強盗・強制性交等及び同致死)
第二百四十一條 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第七十九條第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

(不動産侵奪)
第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。

(強盗)
第二百三十六條 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(強盗予備)
第二百三十七條 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

(強盗致死傷)
第二百四十條 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盗・強制性交等及び同致死)
第二百四十一條 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第七十九條第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 (略)

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(準詐欺)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(準詐欺)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以

下の拘禁刑に処する。

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(横領)

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(盗品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分にあつせんをした者は、十年以下の拘禁刑及び五十万円以下の罰金に処する。

下の懲役に処する。

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(横領)

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(盗品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分にあつせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

る。

(公用文書等毀棄)

第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(私用文書等毀棄)

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の拘禁刑に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(境界損壊)

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(公用文書等毀棄)

第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(私用文書等毀棄)

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(境界損壊)

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(信書隠匿)

第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(信書隠匿)

第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

改正案	現行
<p>第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期拘禁刑に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。</p> <p>第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。</p> <p>一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したものであるとき。</p> <p>二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。</p> <p>三 被告人が常習として長期三年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したものであるとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。</p> <p>六 (略)</p>	<p>第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。</p> <p>第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。</p> <p>一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。</p> <p>二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。</p> <p>三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。</p> <p>六 (略)</p>

第五十一条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならぬ。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

② (略)

第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて拘禁刑に当たるものについては、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期拘禁刑に当たる罪については三十年
- 二 長期二十年の拘禁刑に当たる罪については二十年

三 (略)

② 時効は、人を死亡させた罪であつて拘禁刑以上の刑

第五十一条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならぬ。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

② (略)

第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年
- 二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年

三 (略)

② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に

に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 (略)
- 二 無期拘禁刑に当たる罪については十五年
- 三 長期十五年以上の拘禁刑に当たる罪については十年
- 四 長期十五年未満の拘禁刑に当たる罪については七年
- 五 長期十年未満の拘禁刑に当たる罪については五年
- 六 長期五年未満の拘禁刑又は罰金に当たる罪については三年
- 七 (略)

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第二百八十五条 拘留に当たる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならぬ。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないことを認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことがで

当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 (略)
- 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年
- 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年
- 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
- 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年
- 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年
- 七 (略)

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第二百八十五条 拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならぬ。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないことを認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことがで

きる。

② 長期三年以下の拘禁刑又は五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）を超える罰金に当たる事件の被告人は、第二百九十一条の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならぬ。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

②・③（略）

第二百九十一条の二 被告人が、前条第四項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。

第三百一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることのできる書面であつて、当該事件についての第九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）

きる。

② 長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）を超える罰金に当たる事件の被告人は、第二百九十一条の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならぬ。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

②・③（略）

第二百九十一条の二 被告人が、前条第四項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

第三百一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることのできる書面であつて、当該事件についての第九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）

又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならぬ。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件

二 短期一年以上の拘禁刑に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

三 (略)

② ④ (略)

第三百四十三条 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、新たに保釈又は勾留の執行停止

又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならぬ。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

三 (略)

② ④ (略)

第三百四十三条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、あらたに保釈又は勾留の執行停止

止の決定がないときに限り、第九十八条の規定を準用する。

第三百四十四条 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十条第二項ただし書及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

第三百四十九条 刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡しを受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならぬ。

② (略)

③ 刑法第二十七条第四項若しくは第五項又は第二十七条の七第四項若しくは第五項の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第一項の請求は、同法第二十七条第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は同法第二十七条の七第二項前段に規定する刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これをすることができない。

第三百五十条の二 (略)

② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期拘禁刑に当たるものを除く。）をいう。

止の決定がないときに限り、第九十八条の規定を準用する。

第三百四十四条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十条第二項但書及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

第三百四十九条 刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡しを受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならぬ。

② (略)

(新設)

第三百五十条の二 (略)

② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいう。

一〇五 (略)
③ (略)

第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

② (略)

第三百五十条の十六 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。

② ⑥ (略)

第三百五十条の二十九 即決裁判手続において拘禁刑の言渡しをする場合には、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第三百六十条の二 死刑又は無期拘禁刑に処する判決に對する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第四百八十条 拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者が心

一〇五 (略)
③ (略)

第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の懲役に処する。

② (略)

第三百五十条の十六 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

② ⑥ (略)

第三百五十条の二十九 即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第三百六十条の二 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する判決に對する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第四百八十条 懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が

神喪失の状態にあるときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十二条 拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者について次に掲げる事由があるときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて執行を停止することができる。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできないおそれがあるとき。

二 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずるおそれがあるとき。

六 八 (略)

第四百八十四条 死刑、拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のためこれを呼び出さなければならぬ。呼出しに応じないときは、収容状を発しなければならない。

第四百八十五条 死刑、拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者が逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状を発し、又は司法警察員にこれを発せしめることができる。

第四百八十六条 死刑、拘禁刑又は拘留の言渡しを受け

心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十二条 懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて執行を停止することができる。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。

六 八 (略)

第四百八十四条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のためこれを呼び出さなければならぬ。呼出しに応じないときは、収容状を発しなければならない。

第四百八十五条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状を発し、又は司法警察員にこれを発せしめることができる。

第四百八十六条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受け

②
(略)

た者の現在地が分からないときは、検察官は、検事長にその者の刑事施設への収容を請求することができる。

②
(略)

受けた者の現在地が分からないときは、検察官は、検事長にその者の刑事施設への収容を請求することができる。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 被収容者等の処遇</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 刑事施設における被収容者の処遇</p> <p>第一節（第九節）（略）</p> <p>第十節 矯正処遇の実施等</p> <p>第一款（第三款）（略）</p> <p>第四款 社会復帰支援等（第百六条―第百八条）</p> <p>第五款（略）</p> <p>第十一節（第十六節）（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>附則</p> <p>（受刑者の処遇の原則）</p> <p>第三十条 受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に^レ応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に^レ適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。</p> <p>（補正器具等の自弁等）</p> <p>第四十二条 被収容者には、次に掲げる物品については</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 被収容者等の処遇</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 刑事施設における被収容者の処遇</p> <p>第一節（第九節）（略）</p> <p>第十節 矯正処遇の実施等</p> <p>第一款（第三款）（略）</p> <p>第四款 外出及び外泊（第百六条―第百八条）</p> <p>第五款（略）</p> <p>第十一節（第十六節）（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>附則</p> <p>（受刑者の処遇の原則）</p> <p>第三十条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に^レ応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に^レ適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。</p> <p>（補正器具等の自弁等）</p> <p>第四十二条 被収容者には、次に掲げる物品については</p>

、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

一 三 (略)

四 第六十六条の二第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品

五 (略)

2 (略)

(逃走者等の遺留物)

第五十四条 被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一・二 (略)

三 第九十六条第一項の規定による作業又は第六十六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日

2 (略)

(遵守事項等)

第七十四条 (略)

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 十 (略)

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又

、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

一 三 (略)

四 第六十六条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品

五 (略)

2 (略)

(逃走者等の遺留物)

第五十四条 被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一・二 (略)

三 第九十六条第一項の規定による作業又は第六十六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日

2 (略)

(遵守事項等)

第七十四条 (略)

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 十 (略)

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又

は第九十六条第四項（第六十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3
(略)

(収容のための連戻し)

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

一 (略)

二 第九十六条第一項の規定による作業又は第六十六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日時

(矯正処遇)

第八十四条 (略)

2 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4・5 (略)

は第九十六条第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3
(略)

(収容のための連戻し)

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

一 (略)

二 第九十六条第一項の規定による作業又は第六十六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日時

(矯正処遇)

第八十四条 (略)

2 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4・5 (略)

(被害者等の心情等の考慮)

第八十四条の二 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等（受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この節において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。処遇要領を変更しようとするときも、同様とする。

2 | 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、前項の心情及び状況並びに次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

3 | 刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見（以下この節において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 第八十五条 (略)
前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、

(新設)

2 第八十五条 (略)
前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、

できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行うものとし、必要に応じ、第百六条の二第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

3 (略)

(作業報奨金)

第九十八条 (略)

2 4 (略)

5 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに刑事施設に収容されなかったときは、その者の報奨金計算額は、零とする。

一・二 (略)

三 外部通勤作業又は第百六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日

(改善指導)

第百三条 (略)

2 (略)

3 刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十四条の二第三項の規定により聴

できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行うものとし、必要に応じ、第百六条第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

3 (略)

(作業報奨金)

第九十八条 (略)

2 4 (略)

5 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに刑事施設に収容されなかったときは、その者の報奨金計算額は、零とする。

一・二 (略)

三 外部通勤作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日

(改善指導)

第百三条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第四款 社会復帰支援等

(社会復帰支援)

第六十条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 就業又は修学を助けること。

四 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

2 前項の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする

(新設)

第四款 外出及び外泊

事情を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るよう努めなければならない。

(外出及び外泊)

第百六条の二 (略)

2 (略)

(外出等に要する費用)

第百八条 第百六条の二第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担することができない場合又は刑事施設の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。

第百九条 (略)

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条、第百六条第二項及び第百六条の二から前条までの規定は、適用しない。

(懲罰の要件等)

第百五十条 刑事施設の長は、被收容者が、遵守事項若しくは第九十六条第四項(第百六条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行った指示に従わなかった場合には、その被收容者に懲罰を科することができる。

(外出及び外泊)

第百六条 (略)

2 (略)

(外出等に要する費用)

第百八条 第百六条第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担することができない場合又は刑事施設の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。

第百九条 (略)

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条及び前款の規定は、適用しない。

(懲罰の要件等)

第百五十条 刑事施設の長は、被收容者が、遵守事項若しくは第九十六条第四項(第百六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行った指示に従わなかった場合には、その被收容者に懲罰を科することができる。

2・3 (略)

第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条、第九十条第二項及び第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二条第三項の規定を適用する。

第二百九十三条 (略)

2 刑事施設に収容されている受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合も、前項と同様とする。
一 (略)

2・3 (略)

第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条第二項及び第三項、第九十条第二項並びに第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二条第三項の規定を適用する。

第二百九十三条 (略)

2 刑事施設に収容されている受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合も、前項と同様とする。
一 (略)

3

二 第六條の二第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。
(略)

3

二 第六條第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。
(略)

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 被収容者等の処遇</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 刑事施設における被収容者の処遇</p> <p>第一節 第九節 (略)</p> <p>第十節 矯正処遇の実施等</p> <p>第一款 通則 (第八十四条―第九十二条)</p> <p>第二款 作業 (第九十三条―第一百二条)</p> <p>第三款 第五款 (略)</p> <p>第十一節 第十六節 (略)</p> <p>第三章・第四章 (略)</p> <p>第三編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 受刑者 拘禁刑受刑者又は拘留受刑者をいう。</p> <p>五 拘禁刑受刑者 拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）<u>第十六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。</u>次条第一号及び第十五条</p>	<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 被収容者等の処遇</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 刑事施設における被収容者の処遇</p> <p>第一節 第九節 (略)</p> <p>第十節 矯正処遇の実施等</p> <p>第一款 通則 (第八十四条―第九十一条)</p> <p>第二款 作業 (第九十二条―第一百二条)</p> <p>第三款 第五款 (略)</p> <p>第十一節 第十六節 (略)</p> <p>第三章・第四章 (略)</p> <p>第三編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 受刑者 懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいう。</p> <p>五 懲役受刑者 懲役の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）<u>第十六条第一項第一号の共助刑を含む。</u>以下同じ。）の執行のため拘置されて</p>

第一項第一号において同じ。)の執行のため拘置されて
いる者をいう。

(削る)

六 (略)

七 未決拘禁者 被逮捕者、被勾留者その他未決の者
として拘禁されている者をいう。

八 十一 (略)

(刑事施設)

第三条 刑事施設は、次に掲げる者を收容し、これらの
者に対し必要な処遇を行う施設とする。

一 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者

二 五 (略)

(被收容者の分離)

第四条 被收容者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互
いに分離するものとする。

一・二 (略)

三 拘禁刑受刑者及び拘留受刑者の別

2 前項の規定にかかわらず、受刑者に第九十三条に規
定する作業として他の被收容者に接して食事の配給そ
の他の作業を行わせるため必要があるときは、同項第
二号及び第三号に掲げる別による分離をしないことが
できる。

3 (略)

いる者をいう。

六 禁錮受刑者 禁錮の刑(国際受刑者移送法第十六
条第一項第二号の共助刑を含む。以下同じ。)の執
行のため拘置されている者をいう。

七 (略)

八 未決拘禁者 被逮捕者、被勾留者その他未決の者
として拘禁されている者をいう。

九 十二 (略)

(刑事施設)

第三条 刑事施設は、次に掲げる者を收容し、これらの
者に対し必要な処遇を行う施設とする。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される
者

二 五 (略)

(被收容者の分離)

第四条 被收容者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互
いに分離するものとする。

一・二 (略)

三 懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者の別

2 前項の規定にかかわらず、受刑者に第九十二条又は
第九十三条に規定する作業として他の被收容者に接し
て食事の配給その他の作業を行わせるため必要がある
ときは、同項第二号及び第三号に掲げる別による分離
をしないことができる。

3 (略)

第十五条 第三条各号に掲げる者は、次に掲げる者を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる。

一 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者（これらの刑の執行以外の逮捕、勾留その他の事由により刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて拘禁される者としての地位を有するものを除く。）

二 二〇四（略）

（起居動作の時間帯等）

第三十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる時間帯を定め、これを被収容者に告知するものとする。

一（略）

二 受刑者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この章において同じ。）については、第八十七条 条 第一項に規定する矯正処遇等の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯

（遵守事項等）

第七十四条（略）

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 一〇八（略）

九 正当な理由なく、第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条 第一項各号、百三条若しくは

第十五条 第三条各号に掲げる者は、次に掲げる者を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者（これらの刑の執行以外の逮捕、勾留その他の事由により刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて拘禁される者としての地位を有するものを除く。）

二 二〇四（略）

（起居動作の時間帯等）

第三十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる時間帯を定め、これを被収容者に告知するものとする。

一（略）

二 受刑者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この章において同じ。）については、第八十六条 条 第一項に規定する矯正処遇等の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯

（遵守事項等）

第七十四条（略）

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 一〇八（略）

九 正当な理由なく、第九十二条若しくは第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十五条 第一項各号

第四百四条に規定する指導を拒んではならないこと。

3 十・十一 (略)

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第三百三条及び第四百四条に規定する指導を行う。

2 (略)

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき、できる限り速やかに定めるものとし、矯正処遇の目標並びに第九十三条に規定する作業並びに第三百三条及び第四百四条に規定する指導の内容及び方法をできる限り具体的に記載するものとする。

4 (略)

5 刑事施設の長は、第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。

6 (略)

第八十五条、第九十二条 (略)

、第三百三条若しくは第四百四条に規定する指導を拒んではならないこと。

3 十・十一 (略)

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十二条又は第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第三百三条及び第四百四条に規定する指導を行う。

2 (略)

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 (略)

(新設)

5 (略)

第八十四条の二、第九十一条 (略)

(懲役受刑者の作業)

(削る)

(受刑者の作業)

第九十三条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

(作業の実施)

第九十四条 (略)

2 刑事施設の長は、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることが改善更生及び円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に対し、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

(作業の条件等)

第九十五条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、作業を行う日及び時間を定める。

2 4 (略)

(外部通勤作業)

第九十六条 刑事施設の長は、刑法第二十八条 (国際受

第九十二条 懲役受刑者 (刑事施設に收容されているものに限る。以下この節において同じ。) に行わせる作業は、懲役受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

(禁錮受刑者等の作業)

第九十三条 刑事施設の長は、禁錮受刑者 (刑事施設に收容されているものに限る。以下この節において同じ。) 又は拘留受刑者 (刑事施設に收容されているものに限る。) が刑事施設の長の指定する作業を行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、その作業を行うことを許すことができる。

(作業の実施)

第九十四条 (略)

2 受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

(作業の条件等)

第九十五条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

2 4 (略)

(外部通勤作業)

第九十六条 刑事施設の長は、刑法第二十八条 (国際受

刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二條の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した拘禁刑受刑者が、第八十九條第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所（以下この条において「外部事業所」という。）に通勤させて作業を行わせることができる。

2 6 (略)

(改善指導)

第三百三条 (略)

2 (略)

3 刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第八十五條第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十五條第三項の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して

刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二條の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八條第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所（以下この条において「外部事業所」という。）に通勤させて作業を行わせることができる。

2 6 (略)

(改善指導)

第三百三条 (略)

2 (略)

3 刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第八十四條の二第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十四條の二第三項の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して

相当でないと認めるときは、この限りでない。

(社会復帰支援)

第二百六条 (略)

2 (略)

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十五条第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

4 (略)

(外出及び外泊)

第二百六条の二 刑事施設の長は、刑法第二十八条(国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。)、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した拘禁刑受刑者が、第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行さ

して相当でないと認めるときは、この限りでない。

(社会復帰支援)

第二百六条 (略)

2 (略)

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

4 (略)

(外出及び外泊)

第二百六条の二 刑事施設の長は、刑法第二十八条(国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。)、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六

れている場合に限る。

2 (略)

第九十九条 未決拘禁者としての地位を有する受刑者についての第八十四条第一項及び第九十条の規定の適用については、第八十四条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「未決の者としての地位を損なわないう限内で、かつ、その拘禁の期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」と、第九十条第三号中「第一百一十一条」とあるのは「第一百十九条において準用する第一百一十一条」とする。

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十七条から第八十九条まで、第九十六条、第六十二条及び第六六条の二から前条までの規定は、適用しない。

(電話等による通信)

第四百四十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 (略)

月以上執行されている場合に限る。

2 (略)

第九十九条 未決拘禁者としての地位を有する受刑者についての第八十四条第一項及び第八十九条の規定の適用については、第八十四条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「未決の者としての地位を損なわないう限内で、かつ、その拘禁の期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」と、第八十九条第三号中「第一百一十一条」とあるのは「第一百十九条において準用する第一百一十一条」とする。

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条、第六十二条及び第六六条の二から前条までの規定は、適用しない。

(電話等による通信)

第四百四十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 (略)

(懲罰の種類)

第二百五十一条 受刑者に科する懲罰の種類は、次のとおりとする。

一 (略)

(削る)

二 (略)

2 前項第二号から第四号までの懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第五号の懲罰（以下この節において「閉居罰」という。）にあつては同項第四号の懲罰と併せて科することができる。

3・4 (略)

(労役場留置者の処遇)

第二百八十八条 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）に行わせる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑事施設の長が指定する。

2 労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

3 前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四条第二項第九号中「第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第百三条若しくは第百四条に規定する指導を拒んではならない」とあるのは、「第二百八十八条第一項に規定する作業を怠つてはならない」と読み替えるものとする。

(懲罰の種類)

第二百五十一条 受刑者に科する懲罰の種類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第九十三条の規定による作業の十日以内の停止

三 (略)

2 前項第二号から第五号までの懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第六号の懲罰（以下この節において「閉居罰」という。）にあつては同項第五号の懲罰と併せて科することができる。

3・4 (略)

(労役場留置者の処遇)

第二百八十八条 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

第二百九十二条 第二十一条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九十三条 第八十三条第二項（第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により解放された被収容者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）、労務留置者又は監置場留置者が、第八十三条第三項（第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の拘禁刑に処する。

2・3 (略)

第二百九十二条 第二十一条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九十三条 第八十三条第二項（第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により解放された被収容者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）、労務留置者又は監置場留置者が、第八十三条第三項（第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第五章の二 更生保護に関するその他の援助（第八十八条の二・第八十八条の三）</p> <p>第六章 恩赦の申出（第八十九条・第九十条）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（運用の基準）</p> <p>第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮して、当該措置を受ける者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。</p> <p>（協力の求め）</p> <p>第十四条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、官</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章 恩赦の申出（第八十九条・第九十条）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（運用の基準）</p> <p>第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。</p> <p>（協力の求め）</p> <p>第十四条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、官</p>

公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者（以下「関係機関等」という。）に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 （略）

（削る）

六 八 （略）

（協力等の求め）

第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、関係機関等に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

（被害者等の意見等の聴取）

第三十八条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪に係る被害者等から、審理対象者の仮釈放、仮釈放中の保護観察及び第八十二条第一項の規定による生活環

公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 （略）

六 刑法第二十五条の二第二項及び第二十七条の第三

二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第二項において準用する場合を含む。）の行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消すこと。

七 九 （略）

（協力等の求め）

第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

（被害者等の意見等の聴取）

第三十八条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、被害者等（審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被

境の調整に関する意見並びに被害に関する心情（以下この条において「意見等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 地方委員会は、前項の被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、同項の申出の受理に関する事務及び同項の規定による意見等の聴取を円滑に実施するための事務を囑託することができる。

3 地方委員会は、第一項の規定により仮釈放中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、同項の審理対象者について刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分をしたときは、当該審理対象者の仮釈放中の保護観察をつかさどることとなる保護観察所の長に対し、当該意見その他の仮釈放中の保護観察の実施に必要な事項を通知するものとする。

4 地方委員会は、第一項の規定により第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、第一項の審理対象者について同条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、当該意見その他の同項の規定による生活環境の調整の実施に必要な事項を通知するものとする。

害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ。）から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情（以下この条において「意見等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を囑託することができる。

（新設）

（新設）

(準用)

第四十二条 第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第二項から第五項まで及び第四十条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十五条」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪又は刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七条の三 第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条並びに第三十九条第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十六条の二」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪又は刑罰法令に触れる行為」と、第三十九条第三項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者（以下「保護観察対象者」という。）に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

一 三 (略)

四 刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の

(準用)

第四十二条 第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第二項から第五項まで及び第四十条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十五条」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七条の三 第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条並びに第三十九条第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十六条の二」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と、第三十九条第三項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者（以下「保護観察対象者」という。）に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

一 三 (略)

四 刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の

三 第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）

（保護観察の実施方法）

第四十九条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

2

（略）

3 保護観察所の長は、保護観察を適切に実施するため、保護観察対象者の改善更生に資する援助を行う関係機関等に対し第三十条の規定により必要な情報の提供を求めるなどして、当該関係機関等との間の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（一般遵守事項）

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項（以下「一般遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

- 一 （略）
- 二 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。

イ・ロ （略）

三 第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）

（保護観察の実施方法）

第四十九条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

2

（新設）

（一般遵守事項）

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項（以下「一般遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

- 一 （略）
- 二 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。

イ・ロ （略）

ハ 保護観察官又は保護司から、健全な生活態度を

保持するために実行し、又は継続している行動の
状況、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的
な援助を受けることに関してとった行動の状況、
被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにと
った行動の状況その他の行動の状況を示す事実で
あつて指導監督を行うため把握すべきものを明ら
かにするよう求められたときは、これに応じ、そ
の事実を申告し、又はこれに関する資料を提示す
ること。

三〇五 (略)

三〇五 (略)

2 (特別遵守事項)
第五十一条 (略)

2 (特別遵守事項)
第五十一条 (略)

2 特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五
二条の定めるところにより、これに違反した場合に第
七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二
十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並
びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一
項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、
次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生
のために特に必要と認められる範囲内において、具体
的に定めるものとする。

2 特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五
二条の定めるところにより、これに違反した場合に第
七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二
十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並
びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一
項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、
次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生
のために特に必要と認められる範囲内において、具体
的に定めるものとする。

一〇六 (略)

一〇六 (略)

七 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規
定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が
行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援

(新設)

(新設)

助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けらること。

八 (略)

(指導監督の方法)

第五十七条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によつて行うものとする。

一 (略)

二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項(以下「遵守事項」という。)を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること(第四号に定めるものを除く。)

三 (略)

四 保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けらう、必要な指示その他の措置をとること。

五 保護観察対象者が、当該保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること。

3 | 2

(略)
保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとらうとするときは、あらかじめ、同号に規定する援助を受けらることが保護観察対象者の意思に反しないこ

七 (略)

(指導監督の方法)

第五十七条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によつて行うものとする。

一 (略)

二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項(以下「遵守事項」という。)を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。

三 (略)

(新設)

(新設)

2

(略)
(新設)

とを確認するとともに、当該援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。ただし、第五十一条第二項第七号の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しない。

4 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとったときは、同号に規定する援助の状況を把握するとともに、当該援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

5 第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第四号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わつたものとして実施することができる。

6 保護観察所の長は、第一項第五号に規定する措置をとる場合において、第三十八条第三項の規定により同項に規定する事項が通知され又は第六十五条第一項の規定により同項に規定する心情等を聴取したときは、当該通知された事項又は当該聴取した心情等を踏まえるものとする。

（保護観察の実施者）
第六十一条（略）

2 前項の補導援助は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その

（新設）

（新設）

（新設）

（保護観察の実施者）
第六十一条（略）

2 前項の補導援助は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定によ

他の適当な者に委託して行うことができる。

(出頭の命令及び引致)

第六十三条 (略)

2 (略)

9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体(第七十一条の規定による申請、第七十三条の第二第一項の決定又は第七十五条第一項の決定をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体)で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

10 (略)

(被害者等の心情等の聴取及び伝達)

第六十五条 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等から、被害に関する心情、当該被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見(以下この条において「心情等」という。)を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質その他の事情を考慮して相当でないと認

り更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

(出頭の命令及び引致)

第六十三条 (略)

2 (略)

9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体(第七十一条の規定による申請、第七十三条の第二第一項の決定、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の決定をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体)で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

10 (略)

(被害者等の心情等の伝達)

第六十五条 (新設)

めるときは、この限りでない。

2| 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、前項の被害者等から、同項の規定により聴取した心情等の伝達の申出があったときは、当該保護観察対象者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

3| 保護観察所の長は、第一項の被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前二項の申出の受理及び第一項の規定による心情等の聴取に関する事務を囑託することができる。この場合において、前項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聴かなければならない。

(指導監督の方法)

保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、被害者等（当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）から、被害に関する心情、被害者等の置かれていた状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があったときは、当該心情等を聴取し、当該保護観察対象者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2| 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を囑託することができる。この場合において、同項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聴かなければならない。

(指導監督の方法)

第六十五条の三 (略)

2| 第五十七条第三項及び第四項の規定は前項各号に規定する措置について、同条第五項の規定は前項第二号に規定する措置について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第三項及び第四項中「援助」とあるのは「医療又は援助」と、同条第五項中「第五十一条第二項第四号に規定する処遇」とあるのは「規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するため第五十一条第二項第四号に規定する処遇」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(保護観察の一時解除)
第七十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「以下「一

第六十五条の三 (略)

2| 保護観察所の長は、前項に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。

3| 保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとったときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

4| 規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

(保護観察の一時解除)
第七十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「以下「一

般遵守事項」とあるのは「第二号ロ及びハ並びに第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4
4 6 (略)

(保護観察の仮解除)

第八十一条 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の第三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、保護観察付執行猶予者について、遵守事項及び生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、現に健全な生活態度を保持しており、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときにするものとする。

3 2
(略)

刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二

般遵守事項」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4
4 6 (略)

(保護観察の仮解除)

第八十一条 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の第三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもってするものとする。

3 2
(略)

刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二

項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及びハ並びに第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4 (略)

5 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、これらの規定による処分を取り消さなければならぬ。

(収容中の者に対する生活環境の調整)

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者（以下「収容中の者

項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4 (略)

5 地方委員会は、刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察執行猶予者について、保護観察所の長の申出があつた場合において、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、決定をもって、これらの規定による処分を取り消さなければならぬ。

(収容中の者に対する生活環境の調整)

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者（以下この条におい

「と総称する。」について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2
3
4 (略)

(勾留中の被疑者に対する生活環境の調整)

第八十三条の二 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認められたものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十二条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

2| 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たつては、同項の被疑者の刑事上の手続に關与して
3| いる検察官の意見を聴かなければならない。

3| 保護観察所の長は、前項に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、第一項の規定による調整を行うことができ
ない。

(準用)

第八十四条 第六十一条第一項の規定は、第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定による措置について準用する。

「收容中の者」と総称する。」について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2
3
4 (略)

(新設)

(準用)
第八十四条 第六十一条第一項の規定は、第八十二条第一項及び前条の規定による措置について準用する。

(更生緊急保護)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによつては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 五 (略)

六 検察官が直ちに訴追を必要としないと認めたる者

七 九 (略)

2・3 (略)

4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、第一項の措置のうち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に六月を、その他のものについては更に一年六月を、それぞれ超えない範囲内において、

(更生緊急保護)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによつては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 五 (略)

六 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

七 九 (略)

2・3 (略)

4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことができる。

これを行うことができる。

5・6 (略)

(更生緊急保護の開始等)

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたとときに限り、行うものとする。

収容中の者から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者(第八十八条の二において「刑執行終了者等」という。)に該当するこ
となつた場合において、保護観察所の長が必要があ
ると認めたとときも、同様とする。

2 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならぬ。収容中の者について、必要があると認めるときも、同様とする。

3 (略)

第八十八条 保護観察所の長は、刑事訴訟法第四百八十条又は第四百八十二条の規定により刑の執行を停止されている者について、検察官の請求があつたときは、その者に対し、第五十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第五十八条、第六十一条及び第六十二条の規定の例により、適当と認める指導監督、補導援護並びに応急の救護及びその援護の措置をとることがで

5・6 (略)

(更生緊急保護の開始等)

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたとときに限り、行うものとする。

2 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならぬ。

3 (略)

第八十八条 保護観察所の長は、刑事訴訟法第四百八十条又は第四百八十二条の規定により刑の執行を停止されている者について、検察官の請求があつたときは、その者に対し、第五十七条第一項(第二号及び第三号を除く。)、第五十八条、第六十一条及び第六十二条の規定の例により、適当と認める指導監督、補導援護並びに応急の救護及びその援護の措置をとることがで

きる。

第五章の二 更生保護に関するその他の援助

(刑執行終了者等に対する援助)

第八十八条の二 保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

(更生保護に関する地域援助)

第八十八条の三 保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

きる。

(新設)

(新設)

(新設)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 保護観察</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 保護観察付執行猶予者</p> <p>第一款 通則（第七十八条の二―第八十一条）</p> <p>第二款 再保護観察付執行猶予者に関する特則（第八十一条の二―第八十一条の五）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（委員長及び委員の罷免）</p> <p>第九条 法務大臣は、委員長又は委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（法定期間経過の通告）</p> <p>第三十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、拘禁刑の執行のため収容している者について、刑法第二十八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 保護観察</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 保護観察付執行猶予者（第七十八条の二―第八十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（委員長及び委員の罷免）</p> <p>第九条 法務大臣は、委員長又は委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（法定期間経過の通告）</p> <p>第三十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、刑法第二十八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。</p>

(仮釈放及び仮出場の申出)

第三十四条 刑事施設の長又は少年院の長は、拘禁刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 (略)

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により拘禁刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき拘禁刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。)により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分^の執行のため収容している者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(仮釈放及び仮出場の申出)

第三十四条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 (略)

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。)により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分^の執行のため収容している者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(特別遵守事項の通知)

第二十五条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、拘禁刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。)が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項(釈放の時までに変更された場合には、変更後のもの)の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

第五節 保護観察付執行猶予者

第一款 通則

(保護観察の仮解除)

第八十一条 (略)

(特別遵守事項の通知)

第二十五条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項(その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。)が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項(釈放の時までに変更された場合には、変更後のもの)の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

第五節 保護観察付執行猶予者

(新設)

(保護観察の仮解除)

第八十一条 (略)

2
5
(略)

6 | 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を
仮に解除されている保護観察付執行猶予者が、同条第
一項の規定により保護観察に付された場合には、同条
第二項の規定による処分は、その効力を失う。

第二款 再保護観察付執行猶予者に関する特
則

(保護観察の実施方法)

第八十一条の二 刑法第二十五条の二第一項の規定によ
り保護観察に付されている期間中に更に同項の規定に
より保護観察に付された保護観察付執行猶予者(以下
「再保護観察付執行猶予者」という。)に対する保護
観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付
されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯
罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しな
ければならない。

(鑑別の求め)

第八十一条の三 保護観察所の長は、再保護観察付執行
猶予者について、保護観察に付されている期間中に更
に刑法第二十五条の二第一項の規定により付された保
護観察(次条において「再度の保護観察」という。)の
開始に際し、前条に規定する要因を的確に把握する
ため、少年鑑別所の長に対し、当該再保護観察付執行
猶予者の鑑別を求めるとする。ただし、保護観察
の実施のために特に必要とは認められないときは、こ

2
5
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

の限りでない。

(特別遵守事項)

第八十一条の四 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されている保護観察（刑法第二十五条の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この項及び次項において「先の保護観察」という。）において特別遵守事項が定められているときは、第五十二条第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならない。ただし、当該先の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十二条第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同条第六項の規定により特別遵守事項を定め、若しくは変更するとき、又は第五十三条第一項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は取り消さなければならぬ。ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

3 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯して刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の

(新設)

罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に同法第二十六条の二に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

(保護観察の仮解除)

第八十一条の五 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十条の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ハ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同号口中「指導監督を行うため把握すべきもの」とあるのは「その行状を把握するため必要なもの」と、同項第五号中「転居(第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。))の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。」又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」とする。

(更生緊急保護)

(新設)

(更生緊急保護)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 拘禁刑又は拘留の刑の執行を終わった者

二 拘禁刑又は拘留の刑の執行の免除を得た者

三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者

四 前号に掲げる者のほか、拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者

五 拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わったもの

六 九 (略)

2
6 (略)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者

二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者

三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者

四 前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者

五 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わったもの

六 九 (略)

2
6 (略)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「更生保護事業」とは、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業をいう。</p> <p>2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 直ちに訴追を必要としないと認められ、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者</p> <p>八 十 (略)</p> <p>3 この法律において「通所・訪問型保護事業」とは、前項に規定する者を更生保護施設その他の適当な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への帰宅、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。</p> <p>2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者</p> <p>八 十 (略)</p> <p>3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への帰宅、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。</p>

生に必要な保護を行う事業をいう。

4 この法律において「地域連携・助成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する援助を行う公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備を行う事業

二 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する活動への地域住民の参加の促進を行う事業

三 宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他の第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に従事する者の確保、養成及び研修を行う事業

四 前三号に掲げるもののほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業

5 この法律において「被保護者」とは、宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業における保護の対象者をいう。

6・7 (略)

(定款)

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6・7 (略)

(定款)

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第

第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む更生保護法人のうちから選定されるようにしなければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二条 (略)

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む更生保護法人に譲渡することができる。

3 (略)

(宿泊型保護事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一・二 (略)

三 宿泊型保護事業の内容

四〇七 (略)

(認可の基準等)

第四十六条 (略)

2 前項の認可には、当該宿泊型保護事業の適正な運営

第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人のうちから選定されるようにしなければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二条 (略)

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人に譲渡することができる。

3 (略)

(継続保護事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一・二 (略)

三 継続保護事業の内容

四〇七 (略)

(認可の基準等)

第四十六条 (略)

2 前項の認可には、当該継続保護事業の適正な運営を

を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(認可に係る事項の変更及び事業の廃止)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 認可事業者(第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者をいう。以下同じ。)がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならぬ。

(通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一〜四 (略)

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第四十八条 (略)

2 地方公共団体は、宿泊型保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならぬ。

。確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(認可に係る事項の変更及び事業の廃止)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 認可事業者(第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者をいう。以下同じ。)がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならぬ。

(一時保護事業及び連絡助成事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一〜四 (略)

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第四十八条 (略)

2 地方公共団体は、継続保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならぬ。

届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

3 地方公共団体は、通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を開始したときは、前条第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

(保護の実施)

第四十九条 宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

(協力依頼等)

第五十条 認可事業者又は第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業を営む更生保護法人は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

(届出事業者に対する監督)

第五十六条の二 第五十一条、第五十二条、第五十五条及び前条の規定は、届出事業者（第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営む者をいう。以下同じ。）について準用する。

け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

3 地方公共団体は、一時保護事業又は連絡助成事業を開始したときは、第四十七条の二第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

(保護の実施)

第四十九条 継続保護事業又は一時保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

(協力依頼等)

第五十条 認可事業者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業を営む更生保護法人は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

(届出事業者に対する監督)

第五十六条の二 第五十一条、第五十二条、第五十五条及び前条の規定は、届出事業者（第四十七条の二の届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営む者をいう。以下同じ。）について準用する。

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 拘禁刑又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者</p> <p>三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。）</p> <p>四 拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者</p> <p>五 九 (略)</p> <p>十 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号） 第十六条第一項の規定による共助刑の執行を終わり、若しくは同法第二十五条第二項の規定によりその</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者</p> <p>三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。）</p> <p>四 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者</p> <p>五 九 (略)</p> <p>十 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号） 第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは同法第二十五条第二項の規定</p>

執行を受けることがなくなり、又は同法第二十一条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者

3
3
7
（略）

（役員の欠格事由）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一・二 （略）

三 前号に該当する者を除き、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四・五 （略）

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

によりその執行を受けることがなくなり、又は同法第二十一条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者

3
3
7
（略）

（役員の欠格事由）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一・二 （略）

三 前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四・五 （略）

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 矯正教育</p> <p>第一節 矯正教育の目的等（第二十三条・第二十三条の二）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第六章～第二十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 受刑在院者 少年法第五十六条第三項の規定により拘禁刑の執行を受けるため少年院に收容される者又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定により適用される少年法第五十六条第三項の規定により国際受刑者移送法第十条第一項の規定による共助刑の執行を受けるため少年院に收容されている者をいう。</p> <p>四・五（略）</p> <p>（少年院）</p> <p>第三条 少年院は、次に掲げる者を收容し、これらの者</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 矯正教育</p> <p>第一節 矯正教育の目的等（第二十三条）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第六章～第二十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 受刑在院者 少年法第五十六条第三項の規定により懲役若しくは禁錮の刑の執行を受けるため少年院に收容されている者又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定により適用される少年法第五十六条第三項の規定により国際受刑者移送法第十条第一項各号の共助刑の執行を受けるため少年院に收容されている者をいう。</p> <p>四・五（略）</p> <p>（少年院）</p> <p>第三条 少年院は、次に掲げる者を收容し、これらの者</p>

。に対し矯正教育その他の必要な処遇を行う施設とする

一 (略)

二 少年院において拘禁刑(国際受刑者移送法第十六
条第一項の規定により執行する共助刑を含む。次条
第一項第四号及び第四百四十一条第一項ただし書にお
いて同じ。)の執行を受ける者

(少年院の種類)

第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし
、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする

一 三 (略)

四 第四種 少年院において拘禁刑の執行を受ける者

五 (略)

2 (略)

第二十三条 (略)

2 (略)

(被害者等の心情等の考慮)

第二十三条の二 少年院の長は、矯正教育を行うに当た
つては、被害者等(在院者が刑若しくは保護処分を言
い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れ
る行為により害を被った者(以下この項において「被害
者」という。))又はその法定代理人若しくは被害者
が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある

。に対し矯正教育その他の必要な処遇を行う施設とする

一 (略)

二 少年院において懲役又は禁錮の刑(国際受刑者移
送法第十六条第一項各号の共助刑を含む。以下単に
「刑」という。)の執行を受ける者

(少年院の種類)

第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし
、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする

一 三 (略)

四 第四種 少年院において刑の執行を受ける者

五 (略)

2 (略)

第二十三条 (略)

2 (略)

(新設)

場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この章及び第四十四条第三項において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

2 | 少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該在院者の生活及び行動に関する意見（以下この章及び第四十四条第三項において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があったときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該在院者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

（生活指導）

第二十四条（略）

2・3（略）

4 | 少年院の長は、第一項の生活指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び前条第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

5 | 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、前条第二項の規定により聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、第一項の生活指導を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該在院者の改善更生を妨げるおそれが

（生活指導）

第二十四条（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

あるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でない」と認めるときは、この限りでない。

(個人別矯正教育計画)
第三十四条 (略)

2・3 (略)

4| 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第二十三条の第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

5| 少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に收容されている者(以下「第五種少年院在院者」という。)について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前二項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

6| 7| (略)

8| 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

(鑑別のための少年鑑別所への收容)
第三十六条 少年院の長は、在院者について、第三十三条第一項の規定により指定された矯正教育課程(同条

第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第百三十四条第二項において「指定矯正教育課程」という。)又は第三十四条第一項の規定により

(個人別矯正教育計画)
第三十四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4| 少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に收容されている者(以下「第五種少年院在院者」という。)について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

5| 6| (略)

7| 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

(鑑別のための少年鑑別所への收容)
第三十六条 少年院の長は、在院者について、第三十三

条第一項の規定により指定された矯正教育課程(同条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第百三十四条第二項において「指定矯正教育課程」という。)又は第三十四条第一項の規定により

策定された個人別矯正教育計画（同条第七項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）がその者にとって適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。

2
（略）

（社会復帰支援）

第四十四条（略）

2
（略）

3 | 少年院の長は、第一項の支援を行うに当たっては、
矯正教育の実施状況、第二十三条の二第二項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

4 |
（略）

（受刑在院者の出院）

第四百十一条 少年院の長は、受刑在院者が十六歳に達したときは、十六歳に達した日の翌日から起算して十四日以内に、その者を刑事施設の長に引き渡して出院させなければならない。ただし、その期間内に拘禁刑の執行が終了すべきときは、この限りでない。

2
（略）

第四百十七条 院外委嘱指導を受け、又は第四十五条第一項の規定による外出若しくは外泊をした受刑在院者が、その院外委嘱指導の日又はその外出の日若しくは

策定された個人別矯正教育計画（同条第六項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）がその者にとって適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。

2
（略）

（社会復帰支援）

第四十四条（略）

2
（略）

（新設）

3 |
（略）

（受刑在院者の出院）

第四百十一条 少年院の長は、受刑在院者が十六歳に達したときは、十六歳に達した日の翌日から起算して十四日以内に、その者を刑事施設の長に引き渡して出院させなければならない。ただし、その期間内に刑の執行が終了すべきときは、この限りでない。

2
（略）

第四百十七条 院外委嘱指導を受け、又は第四十五条第一項の規定による外出若しくは外泊をした受刑在院者が、その院外委嘱指導の日又はその外出の日若しくは

2
(略)
、外泊の期間の末日を過ぎて少年院に帰着しないときは、一年以下の拘禁刑に処する。

2
(略)
、外泊の期間の末日を過ぎて少年院に帰着しないときは、一年以下の懲役に処する。

改正案	現行
<p>（鑑別の実施） 第十六条（略）</p> <p>2 鑑別対象者の鑑別を行うに当たっては、その者の性格、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行又は犯罪の状況、家庭環境並びに交友関係、在所中の生活及び行動の状況（鑑別対象者が在所者である場合に限る。）その他の鑑別を行うために必要な事項に関する調査を行うものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（家庭裁判所等の求めによる鑑別等） 第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者</p> <p>四 更生保護法第四十条の規定（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪</p>	<p>（鑑別の実施） 第十六条（略）</p> <p>2 鑑別対象者の鑑別を行うに当たっては、その者の性格、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境並びに交友関係、在所中の生活及び行動の状況（鑑別対象者が在所者である場合に限る。）その他の鑑別を行うために必要な事項に関する調査を行うものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（家庭裁判所等の求めによる鑑別等） 第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者であつて、二十歳未満のもの （新設）</p>

を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付されている者

2・3
（略）

第三百三十二条 第七十九条第二項の規定により解放された在所者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）が、第七十九条第三項の規定に違反して少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

2・3
（略）

第三百三十二条 第七十九条第二項の規定により解放された在所者（刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）が、第七十九条第三項の規定に違反して少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

改正案	現行
<p>（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）</p> <p>第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第十六号）<u>第十六条</u>第一項の規定により執行する共助刑を含む。）の執行を受ける者</p> <p>四 更生保護法第四十条の規定（国際受刑者移送法第二十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）<u>第四条</u>第一項の規定により保護観察に付されている者</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第三百三十二条 第七十九条第二項の規定により解放された在所者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）が、第七十九条第三項の規定に違反して少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、</p>	<p>（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）</p> <p>第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者</p> <p>四 更生保護法第四十条の規定（国際受刑者移送法（平成十四年法律第十六号）<u>第二十一条</u>の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）<u>第二十五条</u>の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）<u>第四条</u>第一項の規定により保護観察に付されている者</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第三百三十二条 第七十九条第二項の規定により解放された在所者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）が、第七十九条第三項の規定に違反して少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、</p>

一年以下の拘禁刑に処する。

一年以下の懲役に処する。